

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○保安林の指定解除予定の通知 (中丹広域振興局)	1065
○京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示の一部改正 (住宅課)	〃

公 告	
○都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会の開催 (道路建設課)	1065
府 議 会	
○京都府政務活動費の交付に関する条例に基づく会派異動届	1067

告 示

京都府告示第542号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成26年 9月30日

京都府知事 山 田 啓 二

- 解除予定保安林の所在場所
舞鶴市字丸田小字宮ノ谷10143(次の図に示す部分に限る。)
- 指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり推進室及び京都府農林水産部森林保全課において縦覧に供する。なお、舞鶴市役所においてその図面を閲覧することができる。)

京都府告示第543号

京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示(平成10年京都府告示第55号)の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年 9月30日

京都府知事 山 田 啓 二

表京田団地の項中「0.7000」を「0.7700」に改める。

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条の規定により、宮津都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり公聴会を開催する。

平成26年 9月30日

京都府知事 山 田 啓 二

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成26年10月30日（木）午後1時から午後5時まで

(2) 場所

与謝野町生涯学習センター知遊館（与謝郡与謝野町字岩滝2271番地）

2 作成しようとする都市計画の変更案の概要

1・4・2号及び3・6・17号鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線

変更する部分

宮津市字須津小字柿ノ木、小字池ヶ尾、小字桐ヶ鼻、小字大谷小外、小字柿ノ木谷、小字芋谷、小字鞆及び小字山田

与謝野町字弓木小字由里、小字新宮、小字石田及び小字石田谷

3 作成しようとする都市計画の変更案の閲覧場所及び閲覧期間

(1) 閲覧場所

京都府建設交通部道路建設課、京都府丹後土木事務所、宮津市役所及び与謝野町役場

(2) 閲覧期間

平成26年 9月30日（火）から平成26年10月14日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 公述申出の方法等

(1) 公述申出の方法

公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

(2) 公述申出者の要件

公述申出者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 当該都市計画区域内において住所を有する者

イ 当該都市計画区域内にある土地又は土地に定着した物件について権利を有する者等、当該都市計画の案について利害関係を有する者

(3) 公述申出書の提出方法及び提出先

公述申出書の提出方法は、郵送を原則とするが、持参も可とする。

ア 郵送による場合の提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府建設交通部道路建設課

イ 持参による場合の提出先

京都府建設交通部道路建設課又は京都府丹後土木事務所

(4) 公述申出書の提出期限

平成26年10月14日（火）午後5時必着

(5) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した書面の内容に沿って意見を述べるものとする。ただし、

必要と認めたときは、公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の中止

公述申出がない場合は、公聴会は、開催しない。

別記様式

公述申出書

平成26年 9月30日付け京都府公報第2615号に登載された宮津都市計画道路の変更に関する都市計画の変更案に対して意見を述べたいので申し上げます。

平成26年 月 日

京都府知事 山 田 啓 二 様

公述申出人

郵便番号

住 所

(電話)

ふりがな

氏 名

印

意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

- 注1 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が自署することができます。
- 2 「意見書の要旨及びその理由」の作成に当たつては、原稿用紙等を用い800字以内で、意見の要旨及びその理由を区分して、横書きにより記載してください。
- 3 公述の申出に係る個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）に基づき、公聴会の開催以外の目的に利用することや提供することはありません。

府 議 会

京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）第5条第2項の規定により、次のとおり会派異動届の提出があつた。

平成26年 9月30日

京都府議会議長 多 賀 久 雄

会派の名称	異動事項	新	旧
維新の党京都府議会議員団	会派の名称	維新の党京都府議会議員団	日本維新の会京都府議会議員団